平成２３年（フ）第１７０号
山梨県南アルプス市百々1677番地37
債務者　佐藤まき子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
山梨県甲府市下飯田４丁目10番13号グリーンヒルズ205号
債務者　北村美起也
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
京都市伏見区深草藪之内町25番地３　エクセラートはせがわ205
債務者　別府　由崇
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２号
熊本市島崎６丁目16番　県営小山田団地19棟304号
債務者　神吉　　保
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０号
大分県杵築市大字中1516番地１リバーサイド杵築Ⅰ503号
債務者　石黒新二郎
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
沖縄県那覇市字真嘉比328番地
債務者　宮良　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５５号
岐阜市鏡島2873番地１第２辰巳野マンション４－Ｃ号室
債務者　髙橋　隆志
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１９５号
岐阜市南鶉１丁目19番地２メゾンオオシマＢ号棟201号室
債務者　橋本　明弘
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
山口県山陽小野田市中川３丁目12番７号沖中川ハイツ102号、旧住所山口県山陽小野田市大字厚狭690番地44
債務者　西村　彰洋
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５７号
山口県宇部市大字西岐波4409―１　パークヒルズときわ103号、住民票上の住所山口県宇部市鵜の島町６番25―302号
債務者　目　　康治
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２号
静岡県下田市吉佐美2625番地の６
債務者　板橋　淑江
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１６号
静岡県賀茂郡南伊豆町手石932番地
債務者　上田　和則
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第７４９号
名古屋市中区金山２丁目２番25号　三楽荘Ｃ号
債務者　武　　裕幸
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
三重県津市雲出島貫町1079番地６
債務者　松本美矢子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７５号
三重県津市神戸1424番地２　サンコーポラス津１号―101
債務者　島影　憲治
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８８号
三重県津市海岸町18番９号
債務者　岡本　秀明
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９０号
三重県津市末広町29番12号　高齢者専用賃貸住宅虹Ｂ―38、前住所三重県津市観音寺町604番地219
債務者　中村　雍弘
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
津地方裁判所破産係